

第86回 定時株主総会

招集ご通知

日 時 2023年6月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号 場 所 橋本総業ホールディングス株式会社 本社7階会議室

橋本総業ホールディングス株式会社

証券コード:7570

株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社の第86回定時株主総会を6月29日(木曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、本年もぜひ議決権を行使くださいますよう お願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 橋本 政昭

経営理念

設備商品の「流通」と「サービス」を通じて、 快適な暮らしを実現する

- 設備のベストコーディネーター 〜施主様、工事業者様に、 ベストな設備をご提案
- 流通としてベストパートナー 〜得意先様、仕入先様、当社グループで 3位1体のベストなしくみの構築
- 会社としてベストカンパニー 〜株主様、社員、社会から ベストと言われる会社作り

目 次

第86回定時株主総会招集ご通知 ····· 2 株主総会参考書類	<u>></u>
第1号議案 定款一部変更の件 6	
第2号議案 取締役13名選任の件 … 7	7
第3号議案 監査役2名選任の件 … 16	5
(提供書面)	
事業報告	7
連結計算書類 37	7
計算書類 39)
監査報告 4 1	
会場ご案内図参末	=

◆ 招集ご通知

株主各位

証券コード 7570 2023年6月13日

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

橋本総業ホールディングス株式会社

代表取締役社長 橋本 政昭

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.hat-hd.co.jp/ir/news/soukai

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/7570/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「橋本総業ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7570」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月28日(水曜日)午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使にあたっては、4~5頁の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具







11日 時	2023 年 6 月 29 日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2 場 所	東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号 橋本総業ホールディングス株式会社 本社7階会議室 (巻末の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項1. 第86期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第86期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項第1号議案定款一部変更の件第2号議案取締役13名選任の件第3号議案監査役2名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面 交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一 律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - 1. 会社の新株予約権等に関する事項
 - 2. 会計監査人の状況
 - 3. 会社の支配に関する基本方針
 - 4. 連結株主資本等変動計算書
 - 5. 連結注記表
 - 6. 株主資本等変動計算書
 - 7. 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

当社ウェブサイト(https://www.hat-hd.co.jp/)

議決権行使等についてのご案内



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする 議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2023年6月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後5時45分到着分まで



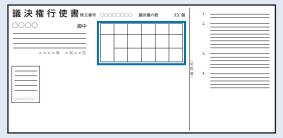
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法



第1号議案について

賛成の場合→賛に○印

反対の場合→否に○印

第2・3号議案について

全員賛成の場合→賛に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をして、反対する候補者番号を隣の空欄に記入して下さい

全員反対の場合→否に○印

- ・インターネットおよび書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を 有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合 は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトヘアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

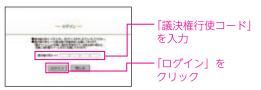
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につき事業目的を追加するものであります。

また、規定の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(1) 励力 6支之間がとからてのうちょ。)
現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条(条文省略)	第2条(現行どおり)
(1) ~ (23) (条文省略)	(1) ~ (23) (現行どおり)
(新 設)	_(24) 旅館業
(24) (条文省略)	(25) (現行どおり)

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員(13名)は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。 つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1	橋本敬昭	代表取締役 社長 再任
2	阪田貞一	代表取締役副社長
3	田 所 浩 行	取締役 執行役員 再任
4	伊藤光太郎	取締役 執行役員 再任
5	佐山秀一	取締役 執行役員 再任
6	倉本順一郎	取締役 執行役員 再任
7	佐々木 地 平	取締役 執行役員 再任
8	字 野 輝	社外取締役 再任 独立
9	松永和夫	社外取締役 再任
10	相 京 重 信	社外取締役 再任 独立
11	吉田友佳	社外取締役 再任 独立
12	宮川眞喜雄	社外取締役 再任 独立
13	宮内豐	社外取締役 再任 独立

[※]吉田友佳氏の戸籍上の氏名は、金子友佳であります。



562.682株

取締役在任年数

43年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_回 (100%)

1950年8月15日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月 住友金属工業株式会社入社 1978年10月 当社入社

1980年 3月 当社取締役

1982年 2月 当社専務取締役 1985年 3月 当社取締役副社長

1990年10月 当社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社代表取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、経営の中枢において、リーダーシップを積極的に発揮し、当社グループの業績はもとより、業 界全体の発展に努めてまいりました。今後さらに当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために重要な役 割を果たすものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

252.660株

■取締役在任年数

30年

■当期における 取締役会への出席状況

> 13/13回 (100%)

阪田

1950年10月4日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月 新日本製鐵株式会社入社

1992年 4月 当社入社

1992年 7月 当社企画本部長、管理副本部長兼務

1995年10月 当社取締役管理副本部長

1993年 6月 当社取締役企画本部長

1997年 6月 当社常務取締役管理本部長 2006年 6月 当社専務取締役管理本部長

当社代表取締役専務取締役管理本部長 2007年 4月 2014年 6月 当社代表取締役副社長 (現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門担当取締役として、財務体質の強化、リスクの削減及び収益力の向上に努め、これを実現して まいりました。今後も、豊富な実務経験を活かして当社グループの中長期的な事業基盤を確立させ、企業価値の向上に 貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



44,942株

■取締役在任年数

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_□ (100%)

6年

3

田所浩

1961年10月11日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1984年 3月 当社入社 1999年 4月 当社東京東支店営業第2部長 2000年 1月 当社中央支店長

2000年 1月 当社中央支店長 2005年 6月 当社取締役東京東ブロック長 2008年 7月 当社常務取締役営業副本部長 2014年 6月 当社取締役常務執行役員販売本部長

2017年 6月 当社取締役常務執行役員 2019年 4月 当社取締役専務執行役員

2022年 6月 当社取締役執行役員(現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の経営企画部門の取締役として、これまでの豊富な経験を通じて得た知識を活かし、業務基盤を確立してまいりました。今後も業界発展に向けた対外事業とのパイプを強化するとともに、当社グループの企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

36,314株

■取締役在任年数

15年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_回 (100%)

伊藤

光太郎

1963年3月11日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1986年 4月 株式会社住友銀行入行

1997年 9月 当社入社

2001年10月 当社企画部長

2006年 4月 当社経営管理グループ長、 経営管理部長、人事部長兼務 2006年 6月 当社執行役員経営管理グループ長

2008年 6月 当社取締役経営管理グループ長

2012年 7月 当社常務取締役管理副本部長

2014年 6月 当社取締役常務執行役員

2022年 6月 当社取締役執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の企画部門の取締役として、経営管理、人事、システム部門を中心に、当社グループの企業価値の向上に 努めてまいりました。今後も、長年の経験を活かし、グループ経営基盤を強化するとともに、中長期的な企業価値向上 に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



17,600株

■取締役在任年数

8年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_回 (100%)

5 佐山 秀一

1966年11月10日生

再 任

略歴ならびに当社における地位、担当

1989年 3月 当社入社 2005年10月 当社北海道支店長 2008年10月 当社北日本副グループ長 2011年 7月 当社執行役員北日本副グループ長 2014年10月 当社上席執行役員商品本部長代行兼務 2015年 4月 当社上席執行役員商品本部長 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 2022年 6月 当社取締役執行役員(現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役専務執行役員 橋本総業ファシリティーズ株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の仕入部門の取締役として、長年の経験、実績と豊富な知見を活かし、仕入先との関係強化に加え、グループ全体の新規事業の開発に努めてまいりました。今後も、競争力強化を通じ、機動的な経営に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

17,398株

■取締役在任年数

7年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_□

順一郎

1968年4月26日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1992年 3月 当社入社 2006年10月 当社東京東支店長

2011年 4月 当社首都圏第一エリアブロック長 2012年 4月 当社執行役員首都圏エリアブロック長 2015年 7月 当社上席執行役員首都圏エリア

ブロック長

2016年 6月 当社取締役執行役員 2017年 4月 当社取締役常務執行役員 2022年 6月 当社取締役執行役員(現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社のグループ販売部門の取締役として、長年の経験、実績とリーダーシップを活かし、当社の営業戦略の立案および営業活動全般の推進に努めてまいりました。今後も、当社グループの企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



5,884株

■取締役在任年数

4年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_回 (100%)

7 佐夕木 地平

1970年5月7日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1993年 4月 株式会社住友銀行入行

2010年12月 当社入社

2014年 4月 当社財務部長

2015年 4月 当社会計グループ長、財務部長兼務

2016年 4月 当社執行役員財務部、経理部管掌

2018年 4月 当社執行役員財務部、経理部、 総務部管掌

2019年 6月 当社取締役執行役員

2021年 4月 当社取締役常務執行役員

2022年 6月 当社取締役執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門の取締役として、財務、経理、総務部門を中心に、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりました。今後も、専門的知見を活かし、グループ経営基盤を強化するとともに、中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

16.126株

■社外取締役在任年数

14年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_□ (100%)

宇

輝

1942年8月15日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1966年 4月 株式会社住友銀行入行

1993年 6月 同行取締役人形町支店長

1996年 2月 株式会社住友クレジットサービス

代表取締役専務

2000年 6月 同社代表取締役副社長

2001年 4月 合併により三井住友カード株式会社

代表取締役副社長

2003年 6月 SMBCコンサルティング株式会社

代表取締役会長兼会長執行役員

2006年 2月 日本郵政株式会社執行役員

2007年10月 株式会社ゆうちょ銀行常務執行役

2009年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

京都大学大学院経済学研究科経済学博士・フェロー 京都大学総長特命補佐

DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー 株式会社三社電機製作所社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り金融機関及び一般企業の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



13,366株

年

■当期における 取締役会への出席状況

■社外取締役在任年数

13/13_回 (100%)

9 松永 和夫

1952年2月28日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1974年 4月 通商産業省(現:経済産業省)入省2000年 6月 資源エネルギー庁石油部長2001年 1月 資源エネルギー庁資源・燃料部長2002年 7月 原子力安全・保安院次長2004年 6月 原子力安全・保安院長2005年 9月 大臣官房総括審議官

2006年 7月 大臣官房長 2008年 7月 経済産業省政策局長

2010年 7月 経済産業省事務次官(2011年8月退官)

2011年 8月 経済産業省顧問 2012年 6月 当社顧問

2014年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

高砂熱学工業株式会社社外取締役 東海国立大学機構客員教授 ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー 三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り経済産業省において要職を歴任され、資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

12,486株

■社外取締役在任年数

8年

■当期における 取締役会への出席状況

13/13_□

10

1949年10月1日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1972年 4月 株式会社住友銀行入行 1999年 6月 同行執行役員人事部長 2001年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員 法人統括部長 2003年 6月 同行常務取締役兼常務執行役員 2006年 4月 同行职締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員

2007年 4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執

行役員法人部門統括責任役員 2010年 4月 日興コーディアル証券株式会社

代表取締役会長

2011年 4月 SMBC日興証券株式会社代表取締役会長

2015年 4月 同社顧問

2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

三井海洋開発株式会社社外取締役 ニチコン株式会社社外取締役 スターツコーポレーション株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り金融機関の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



3,626株

■社外取締役在任年数

■当期における 取締役会への出席状況

> 12/13回 (92%)

1976年4月1日生

再任

独立

(戸籍上の氏名 金子 友佳)

略歴ならびに当社における地位、担当

1994年 4月 プロテニスプレーヤー登録

1998年 ~ 2001年 フェドカップ日本代表 1998年 全米ダブルスベスト8

全日本テニス選手権 シングルス・ダブ 2003年

ルス優勝

2013年 ~ 2015年 フェドカップ日本代表監督 2010年 2月 選手育成チームTeamYUKA代表 (現任)

2019年 6月 公益財団法人日本テニス協会理事(現

2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社クローバー代表取締役 公益財団法人日本テニス協会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘りプロ選手及びコーチとして日本のテニス界に関わり、現在は公益財団法人日本テニス協会理事を務 めております。そのスポーツを通じて培った指導力、コミュニケーション能力、組織運営力を当社の経営にも活かし、 また女性の活躍推進に関する有効な助言をしてくれるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

2.926株

■社外取締役在任年数

3年

■当期における 取締役会への出席状況

> 13/13_□ (100%)

1951年1月6日牛

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月 運輸省入省 1979年 4月 外務省へ移籍

2012年 6月 外務省中東アフリカ局長

2014年 3月 特命全権大使マレーシア国駐箚

2020年 1月 内閣官房国家安全保障参与 2020年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り外務省において要職を歴任され、外交政策や国家安全保障等の分野で培った広範な見識に基づき当 社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



1,232株

■社外取締役在任年数

2年

(100%)

■当期における 取締役会への出席状況 13/13回 13

宮内



1958年5月27日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1981年 4月 大蔵省(現:財務省)入省

1987年 7月 灘税務署長 2002年 7月 主計局主計官 2013年 7月 関税局長

2016年 1月 内閣官房TPP政府対策本部

国内調整総括官 2021年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

一般財団法人日本不動産研究所理事長 株式会社カノークス社外取締役 太陽有限責任監査法人経営評議会委員 双日株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り財務省において要職を歴任され、財政や関税の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経 営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2.宇野輝氏、松永和夫氏、相亰重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏および宮内豊氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3.当社は取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任の限定契約を締結できます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円以上で、予め定めた金額ま たは法令が規定する金額のいずれか高い額としております。宇野輝氏、松永和夫氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川 眞喜雄氏、宮内豊氏とは、上記契約を締結しており、再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担する、被保険者の職務執行に関する責任、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 5.当社は、宇野輝氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏および宮内豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と して届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 - 6.田所浩行氏は過去に当社の取締役として11年在任しており、これと合わせた通算の在任年数は17年となります。
 - 7. 当社は2022年6月より、執行役員の役付を廃止しております。

ご参考:取締役候補者の有する主な知見や経験

候補者番 号	氏 名	経営経験	企画	営業	財務・ 会計	人事・ 労務	ガバナンス ・法務	経済	金融	国際性・ 多様性
1	橋本 政昭	•	•	•				•	•	•
2	阪田 貞一	•			•				•	
3	田所 浩行	•	•	•						
4	伊藤 光太郎	•	•			•				
5	佐山 秀一	•	•	•						
6	倉本 順一郎	•	•	•						
7	佐々木 地平	•			•		•			
8	宇野輝	•					•		•	
9	松永和夫	•						•		•
10	相京重信	•				•			•	
11	吉田 友佳	•				•				•
12	宮川 眞喜雄	•						•		•
13	宮内 豊	•			•			•		

[※]上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち橋本和夫、森□昭治の2氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役 2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



■所有する当社の株式の数

24.050株

■監査役在任年数

8年

■取締役会への出席回数 13/13_□

■監査役会への出席回数 12/12回

1956年11月28日生

再任

略歴ならびに当社における地位

1980年 4月 積水化学工業株式会社入社 1987年 1月 当社入社

2005年 4月 当社財務部長

2007年 6月 当社執行役員財務部長

2008年 4月 当社執行役員会計グループ長 2015年 6月 当社常勤監査役 (現任)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社監査役

監査役候補者とした理由

同氏は長年に亘り当社の財務部長を務め、決算業務に携わってきた経験があります。当社常勤監査役として引き続き経 営の監督をお願いするものであります。



■所有する当社の株式の数

■監査役在任年数

■取締役会への出席回数

一年

■監査役会への出席回数

1957年7月3日生

新任

略歴ならびに当社における地位

1981年 4月 株式会社住友銀行入行

2008年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員

2011年 4月 同常務執行役員

2014年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグルー

株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行

プ専務執行役員

役員

2014年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグルー プ取締役

2015年 4月 同 取締役辞任

株式会社三井住友銀行専務執行役員

2019年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグルー プ取締役 (現任)

株式会社三井住友銀行取締役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

同氏は42年に亘り銀行業に従事し、金融機関の法人営業、与信審査・管理、内部監査等に携わってきた経験がありま す。当社の経営全般の監査をお願いするとともに、過去の経験を活かした当社の経営に有効な助言を期待し、社外監査 役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2.井上篤彦氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は2023年6月に株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役と株 式会社三井住友銀行取締役を退任予定であります。
 - 3.井上篤彦氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定め た金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

以上

提供書面

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 経営の基本方針

当社は、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを実現する」というミッションのもと、当社に関心 を持って頂けるすべてのステークホルダーのみなさまの期待に応え、事業を通じて社会に貢献することを目指して おります。

ミッション-設備商品の「流涌」と「サービス」を通じて、快適な暮らしを実現する

ビジョン- 「3つのベストの追求」で、7つのステークホルダーのみなさまに貢献する

<3つのベストの追求>

- ① 設備のベストコーディネーター
 - 施主様、丁事業者様にベストな設備をご提案
- ② 流诵としてベストパートナー
 - 得意先様、仕入先様、当社で3位1体のベストなしくみの構築
- ③ 会社としてベストカンパニー
 - 株主様、社員、社会からベストと言われる会社作り

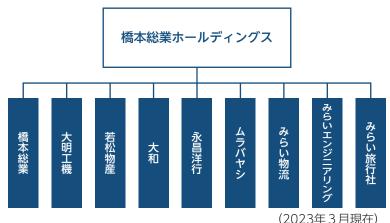
(2) グループ構成

当社は

- · 橋本総業株式会社
- · 大明丁機株式会社
- · 若松物産株式会社
- ・株式会社大和
- · 株式会社永昌洋行
- ・株式会社ムラバヤシ
- ・みらい物流株式会社
- ・みらいエンジニアリング株式会社
- ・株式会社みらい旅行社

のグループ化を通じて

さらなる成長、進化を目指します。



(3) 中期の取組み

1. 3つのフルの追求-成長への取組み					
①フルカバー	どこでも	県別営業体制で全国需要に対応 ハブ+サテライト整備			
②フルライン	何でも	お客様が望む商品を ワンストップ対応			
③フル機能	どんなことでも	基本7機能、工程9機能、 ソリューション9機能の強化			
2. みらい会活動-業界最大最	良のネットワークへの取組み				
①みらい会	みんなの会に	4位1体で県別(支店別)に展開			
②みらい市	みんなの市に	会員相互の販促の場に			
③みらいサービス	みんなのサービスに	各種サービスを別会社化で展開			
3. 進化活動-生産性向上への	- 取組み				
①しくみ作り	みらいプラン	商流(一貫化)、物流(共同化) 情報(共有化)			
②ひと作り	みらいアカデミー	業界のプロの人材育成 (リアル+オンデマンド研修)			
③しかけ作り	会社の質の向上	デジタル化、ITの活用、 5S、見える化、チーム活動、			
4. みらい活動(HSDGCG)	活動)				
H ヘルス	ホワイト500	健康企業、医療 スポーツ(テニス、ゴルフ)			
S ソサエティ	プライム市場	社会貢献(業界、B L R) 産学連携、市場選択			
D デジタル	DXカンパニー	社内DX、取引先との連携、 業界プラットフォーム			
G グリーン	グリーンカンパニー	再生エネルギー活用、CO2 1/2 RE100			
C 快適	快適生活創造企業	生活、企業、社会			
G グローバル	91	HATタイ、積算センター、 設計センター			

■ みらい活動(HSDGCG活動)



(4) 対処すべき課題

国際的な政治情勢の変化やエネルギー、食料不足によるインフレ、コスト高等、当社を取り巻く環境は今後も先行きの見通しが不安定な状況が続いています。

一方、DX化やAI等の新たな技術と共に、私たちを取り巻く環境や働き方にも大きな変化が求められています。

当社は、「7つのみらい」をチャンスととらえ、具体的テーマ(商材)に取組んでまいります。



<7つのみらい>

分野	キーワード	みらい商材
①コロナ対策	アフターコロナ、コロナ後の世界	コロナ対策商材(換気、除菌、免疫力)
②環境エネルギー	 エネルギー不足、省、創、蓄エネ 	環境エネルギー商材(空調、換気、給湯)
③中古住宅流通、 リフォーム	ストック活用、リフォーム、 リニューアル (水回り、省エネ、防災)	リフォーム商材(水回り、省エネ、非住宅)
④健康、快適	社会保障改革、高齢化、 医療・介護改革	ウェルネス商材(医療、介護)
⑤安全、安心	国土強靭化、 地震、水害、防災、公共投資	インフラ商材(防災、防犯、復興)
⑥地域活性化	インバウンド需要、観光、地域創生	地域商材(地域、農業、観光)
⑦IT技術の活用	デジタルエコノミー化 ネット、シェアビジネス 5G、IoT、AI、ビッグデータ	IT商材(IoT、AI、5G)

(5) 部門別の状況

管材類



事業別概要

半導体工場建設・プラント関連の需要回復 に加え、素材価格の高騰による価格改定が ありましたが、物量は減少しました。 428億円 29%

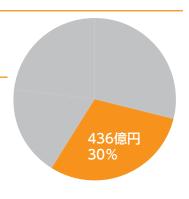
当社といたしましては、商品安定供給のため、**在庫アイテムの充実、物流機能の活用、商材の拡大**に注力いたしました。

衛生陶器・金具類



事業別概要

温水洗浄便座や一体型便器など一部主力商品の供給不安がありましたが、全体では値上げ前の駆込需要もあり、需要は回復しました。



当社といたしましては、**在庫・物流機能を活用した商品の供給**に努めるとともに、**供給情報の発信**に注力いたしました。

住宅設備機器類



事業別概要

給湯器の供給が回復し、住宅設備機器類は 大幅に伸長しました。ショールーム来館も 回復し、キッチン・ユニットバスの需要も 増加しました。

269億円 18%

> 328億円 23%

当社といたしましては、**在庫・物流機能**を活用し、お客様への商品安定供給 に努めるとともに、**各社仕入先の生産状況の情報発信**に注力いたしました。

空調機器・ポンプ



事業別概要

換気・空気環境への意識高まりにより、高 機能の機種が増加しました。また、ポンプ は半導体・インバータの納期遅延等により 製品出荷に影響が出ました。



当社といたしましては、**メーカーの納期情報の早期収集と伝達**に注力いたし ました。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況













		第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	137,815	131,690	137,606	148,189
経常利益	(百万円)	3,185	3,294	3,424	3,798
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,117	2,233	2,407	2,569
1株当たり当期純利益	(円)	104.47	110.34	118.88	126.77
総資産	(百万円)	60,813	63,210	64,425	72,014
純資産	(百万円)	22,038	24,351	25,941	28,184
1株当たり純資産	(円)	1,086.74	1,199.24	1,276.94	1,386.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式 総数により算出しております。
 - 2. 当社は、2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第83期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第85期の期首から適用しており、各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は862百万円であり、主なものは次のとおりであります。

設 備 名	内 容	所 在 地	投資額
橋 本 総 業 株 式 会 社 基 幹 シ ス テ ム	システム構築	東京都中央区	435百万円
橋本総業ホールディングス株式会社 清 里 み ら い ロ ッ ジ	建物	山梨県北杜市	45百万円

(8) 資金調達の状況

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額70億円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
橋本総業株式会社	101百万円	100%	管工機材、住宅設備機器の販売
大明工機株式会社	30百万円	100%	工業用バルブ及び機器の販売
若松物産株式会社	10百万円	100%	空調設備の販売及び施工
株式会社大和	78百万円	100%	配 管 資 材 等 の 販 売
株式会社永昌洋行	12百万円	100%	住宅設備機器の販売及び施工
株式会社ムラバヤシ	25百万円	100%	管工機材、空調機器、自動制御機器の販売
みらい物流株式会社	30百万円	100%	商品管理、配送請負、輸出入の手配
みらいエンジニアリング株式会社	50百万円	70%	建築設備工事の設計、施工
	10百万円	100%	旅行業務、保険代理業務

(10) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

管工機材及び住宅設備機器の販売

(11) 主要な営業所及び工場(2023年3月31日現在)

① 当社の本社

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

② 主要な子会社の事業所

イ. 橋本総業株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区	千葉 支店	千葉県白井市
東京配送センター	東京都江東区	静	静岡県沼津市
北海道支店	北海道札幌市	浜 松 支 店	静岡県浜松市
道東営業所	北海道帯広市	中 部 支 店	愛知県名古屋市
青 森 支 店	青森県青森市	中部配送センター	愛知県名古屋市
北東北支店	岩手県紫波郡	三重営業所	三 重 県 津 市
秋 田 支 店	秋田県秋田市	岐 阜 支 店	岐阜県羽島郡
東北支店	宮 城 県 仙 台 市	滋賀営業所	滋賀県東近江市
山 形 営 業 所	山 形 県 山 形 市	新 潟 支 店	新 潟 県 新 潟 市
福島支店	福島県郡山市	北 陸 支 店	石 川 県 金 沢 市
埼 玉 支 店	埼玉県久喜市	関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
栃 木 支 店	栃木県宇都宮市	京都営業所	京都府久世郡
群 馬 支 店	群馬県佐波郡	岡山営業所	岡山県岡山市
多 摩 支 店	東京都立川市	山陰営業所	島根県出雲市
山 梨 支 店	山梨県中巨摩郡	広 島 営 業 所	広島県広島市
長 野 支 店	長 野 県 長 野 市	四 国 支 店	香川県高松市
神奈川支店	神奈川県横浜市	松山営業所	愛媛県松山市
相模原支店	神奈川県相模原市	九 州 支 店	福岡県福岡市
相模原配送センター	神奈川県相模原市	熊本営業所	熊本県熊本市
川崎支店	神奈川県横浜市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
茨 城 支 店	茨 城 県 土 浦 市	沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市

口. 大明工機株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	埼玉県川口市	富士営業所	静岡県富士市
北海道営業所	北海道苫小牧市	名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市
石 巻 営 業 所	宮城県石巻市	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
鹿島営業所	茨 城 県 神 栖 市	広 島 営 業 所	広島県大竹市
千 葉 営 業 所	千葉県市原市	八代営業所	熊 本 県 八 代 市
横浜営業所	神 奈 川 県 横 浜 市	日南営業所	宮崎県日南市

ハ. 若松物産株式会社

名 称 所在地			名	称		所 在 地	
本	社	愛知県名古屋市	東	海	支	店	愛 知 県 東 海 市

_	+++-
—.	株式会社大和

名	称	所 在 地	名 称	所 在 地	
本	社	大阪府大阪市	配 送 セ ン タ ー	大阪府大阪市	

ホ. 株式会社永昌洋行

名	称	所 在 地	名 称	所 在 地
本	社	福岡県福岡市	箱 崎 営 業 部	福岡県福岡市

へ. 株式会社ムラバヤシ

名	称	所 在 地	名 称	所 在 地	
本	社	青森県青森市	十 和 田 出 張 所	青森県十和田市	

ト. みらい物流株式会社

	名	称	所 在 地	名 称	所 在 地
本		社	東京都江東区		

チ. みらいエンジニアリング株式会社

名	称	所 在 地	名 称	所 在 地
	汁	東京都千代田区		

リ、株式会社みらい旅行社

Ì	名 称	所在地	名 称	所 在 地
	本 社	東京都山央区		

③ 子会社

			名	称						本 社	所 在 地	<u>t</u>	
橋	本	総	業	株	式	会	社	東	京	都	中	央	区
大	明	I	機	株	式	会	社	埼	玉	県	Ш		市
若	松	物	産	株	式	会	社	愛	知	県	名 言	5 屋	市
株	左	<u>.</u>	会	社	-	大	和	大	阪	府	大	阪	市
株	式	会	社	永		洋	行	福	岡	県	福	畄	市
株	式	会	社	ムラ	/\"	ヤ	シ	青	森	県	青	森	市
み	5	し	物	流 株	式	会	社	東	京	都	江	東	X
み	らいこ	エン :	ジニ	アリン	・グ杉	末 式 会	⇒ 社	東	京	都	千 台	t 🖽	区
株	式:	会 社	み	5	ハ 旅	行	社	東	京	都	中	央	X

(12) 使用人の状況(2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
874 (151) 名	5 (6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

2023年3月31日現在、従業員はおりません。

(注) 当社は持株会社であり、管理・経理事務処理業務等に関しては橋本総業株式会社に委託しております。

(13) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

	借 入	先	借 入 額
株 式 会	社 三 井	住 友 銀 行	4,063百万円
三 井 住 友	信 託 銀	行 株 式 会 社	1,120百万円
株 式 会	社 み	ずほ銀行	452百万円
株式会社	土 三 菱	U F J 銀 行	320百万円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

発行可能株式総数
 発行済株式の総数
 株主数
 70,000,000株
 21,293,052株
 8,419名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社ハット企画	5,486,576株	26.90%
橋本総業従業員持株会	1,407,376	6.90
橋本総業取引先持株会	1,177,634	5.78
橋 本 総 業 得 意 先 持 株 会	741,600	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	636,100	3.12
	562,682	2.76
株式会社三井住友銀行	544,500	2.67
日本生命保険相互会社	459,800	2.26
株式会社ヨコヤマ	340,000	1.67
株式会社小泉	321,000	1.57

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が903.680株ありますが、上記大株主より除いております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (903.680株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

				株 式 数	交付対象者数		
取締役	(社外取締	役を除	<)	4,228株	7名		
社	外 取	締	役	600	6		
監	查		役	451	4		

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2)④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
 - 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

くご参考>

(1) 政策保有に関する方針

営業上の取引関係の維持・強化に繋がるか、事業活動の円滑な推進等を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に結びつくか等を総合的に分析し、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、適宜、政策保有株の削減や売却を実施しております。

保有の適否については、定期的に、取締役会において、保有目的の整合性や保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているかなどを個別具体的に精査して判断しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、議決権を行使することとしております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋 本 政 昭	橋 本 総 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長
代表取締役副社長	阪 田 貞 一	グループ経営企画、グループSDG s 推進橋 本 総 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
取締役執行役員	田 所 浩 行	グ ル ー プ 営 業 統 括 橋本総業株式会社取締役専務執行役員
取締役執行役員	伊藤 光太郎	グ ル ー プ S D G s 推 進 (D X 化) 橋 本 総 業 株 式 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員
取締役執行役員	佐 山 秀 一	グループSDG s 推進(グリーン化)、海外事業展開 橋 本 総 業 株 式 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員
取締役執行役員	倉 本 順一郎	グ ル ー プ 営 業 企 画 橋本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役執行役員	佐 々 木 地 平	グループ財務経理、グループSDG s 推進橋 本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役(社外)	宇野輝	京都大学大学院経済学研究科経済学博士・フェロー 京 都 大 学 総 長 特 命 補 佐 DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー 株 式 会 社 三 社 電 機 製 作 所 社 外 取 締 役
取締役(社外)	松永和夫	高 砂 熱 学 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役 東 海 国 立 大 学 機 構 客 員 教 授 ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー 三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長
取締役(社外)	相 亰 重 信	
取締役(社外)	吉 田 友 佳	株 式 会 社 ク ロ ー バ ー 代 表 取 締 役 公 益 財 団 法 人 日 本 テ ニ ス 協 会 理 事
取締役(社外)	宮 川 眞喜雄	_
取締役(社外)	宮 内 豊	一般財団法人日本不動産研究所理事長株式会社カノークス社外取締役太陽有限責任監査法人経営評議員会委員双日株式会社顧問
常勤監査役	橋 本 和 夫	橋 本 総 業 株 式 会 社 監 査 役
監 査 役 (社 外)	森 口 昭 治	
監査役(社外)	中 村 中	株式会社ファインビット代表取締役
監 査 役 (社 外)	吾妻裕	橋 本 総 業 株 式 会 社 監 査 役 吾 妻 裕 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長

- (注) 1. 監査役4名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役橋本 和夫氏は、長年に亘り当社の財務部長を務め、決算業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役森口 昭治氏は、30年に亘り銀行業に携わり、一般企業の代表取締役社長として経営にも携わっておりました。
 - ・監査役中村 中氏は、28年に亘り銀行業に携わり、金融機関の業務企画・商品企画並びに企業分析などの経験があります。また、中小企業診断士の資格を有しております。
 - ・監査役吾妻 裕氏は、29年に亘り監査法人に勤務し、監査業務に携わってきた経験があります。また、公認会計士の資格を有しております。
 - 2. 当社は、社外取締役宇野 輝氏、相京 重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏、宮内豊氏及び社外監査役吾妻 裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役宇野 輝氏、取締役松永和夫氏、取締役相京重信氏、取締役吉田友佳氏、取締役宮川眞喜雄氏および取締役宮内豊氏につきましては1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額、監査役森口昭治氏、監査役中村 中氏及び監査役吾妻 裕氏につきましては、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3条第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、役員規程の定めに従い、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等として、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役を退任する日までの期間とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、株価、役位、取締役の貢献度及び職責等を総合的に勘案のうえ取締役会において決定するものとする。

c.金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、最も適切な支給割合となるよう決定するものとする。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

株式報酬は、株式報酬規程の定めに従い、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等基本報酬	の 種 類 別 業績連動報酬等	の 総 額 非金銭報酬等	対象となる 役員の員数
取 締 役 (うち社外取締役)	130百万円	120百万円	_	10百万円	13名
	(31)	(30)	(-)	(1)	(6)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (15)	24 (14)	_ (-)	0.9百万円 (0.6)	4 (3)
合	155	144	_	11百万円	17
(うち社外役員)	(47)	(45)	(-)	(1.6)	(9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 3. 取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において、株式報酬の額として年額30百万円以内(うち社外取締役は3百万円以内)、株式数の上限を年30千株以内(うち、社外取締役は3千株以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名(うち、社外取締役は6名)です。
 - 4. 監査役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において株式報酬の額として年額3百万円以内、株式数の上限を年3千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は3名)です。
 - 5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。
 - ハ. 社外役員が子会社から受けた報酬等の総額 当事業年度において、社外役員が子会社から、役員として受けた報酬等の総額は60万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
 - ・取締役宇野 輝氏は、京都大学大学院経済学研究科の経済学博士・フェロー、京都大学総長特命補佐、DM G森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー及び株式会社三社電機製作所社外取締役であります。当社 と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役松永和夫氏は、高砂熱学工業株式会社社外取締役、東海国立大学機構客員教授、ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー及び三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役相京重信氏は、三井海洋開発株式会社社外取締役、ニチコン株式会社社外取締役及びスターツコーポレーション株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役吉田友佳氏は、株式会社クローバー代表取締役及び公益財団法人日本テニス協会理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役宮内 豊氏は、一般財団法人日本不動産研究所理事長、株式会社カノークス社外取締役、太陽有限責任監査法人経営評議会委員、及び双日株式会社顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役中村 中氏は、株式会社ファインビットの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役吾妻 裕氏は、吾妻裕公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は、橋本総業株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。

口. 当事業年度における主な活動状況

< 取締役会出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 > (13回開催)

						主	な	活	動	内	容
取	締	役	宇里	F	輝	た。取締役で豊富な経	会では積	れた取締役名 極的に意見を 知識から、取 助言・提言を	述べており、 締役会の意思	特に金融情勢 決定の妥当性	外につい
取	締	役	松	〈 和	夫	た。取締役で豊富な経	会では積	れた取締役会 極的に意見を 知識から、取 助言・提言を	述べており、 締役会の意思	特に経済情勢 決定の妥当性	外につい
取	締	役	相 ,	重	信	た。取締役について豊	と会では積 豊富な経験	れた取締役名 極的に意見を と高い知識か るための助言	述べており、 から、取締役	特に証券情勢 会の意思決定	や株価
取	締	役	吉田	3 友	佳	た。取締役 女性活躍推	会では積 進につい	れた取締役名 極的に意見を て豊富な経験 性を確保する	述べており、 と高い知識か	特にスポーツ	ノ情勢や 会の意思
取	締	役	宮川	眞 喜	证	た。取締役で豊富な経	会では積	れた取締役名 極的に意見を 知識から、取 助言・提言を	述べており、 締役会の意思	特に国際情勢 決定の妥当性	外につい
取	締	役	宮内]	豊豆	た。取締役いて豊富な	会では積	れた取締役会 極的に意見を い知識から、 の助言・提言	述べており、 取締役会の意	特に財政や関思決定の妥当	見税につ
監	查	役	森	日昭	治			れた取締役会 宜行っており		回出席し、請	義案審議
監	査	役	中林	<u> </u>	中			れた取締役会 直行っており:		回出席し、請	義案審議
監	査	役	吾妻	₹	裕			れた取締役会 直行っており		回出席し、請	義案審議

< 監査役会出席状況及び発言状況>(12回開催)

							主	な	活	動	内	容
監	査	役	森		昭	治			れた監査役会 宜行っており		2回出席し、	議案審議
監	査	役	中	村		中		1 12 - 17 13 14 0	れた監査役会 宜行っており		2回出席し、	議案審議
監	査	役	吾	妻		裕			れた監査役会 宜行っており		2回出席し、	議案審議

3 コーポレート・ガバナンスに対する取組み

(1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社は、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」という経営理念を掲げ、「株主様・施主様・工事業者様・得意先様・仕入先様・社会・社員」という7つのステークホルダーの皆様の期待にお応えできるよう、経営の健全性・透明性・効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスの継続的強化に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

① 機関設計

当社は、監査役会制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任により経営監督機能を強化しております。また、経営環境の変化に迅速に対応するため、監督機能(取締役)と業務執行機能(執行役員)の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。

② 取締役会の役割・責務

取締役会は、全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけております。また、独立取締役を含む社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の健全性、透明性を確保しております。

③ 取締役会の構成

当社では定款において取締役の員数を20名以内と定めており、現在13名の取締役を選任し、うち6名が社外取締役という構成になっております。様々な経営環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、知識・経験・能力のバランスを考慮し、多彩なバックグラウンドを有する人材を取締役に選任することで、取締役会の役割・責務を実務的に果たしております。

④ 社外取締役

当社では、社外取締役を6名選任し、そのうち5名が独立社外取締役という構成になっております。 当社では、業界の知見、経営に関する経験、専門的な能力などを考慮し、各分野で見識の高い人材を社外取締役に 選定し、バランス、多様性に配慮しております。

⑤ 取締役会の実効性確保

各取締役に、取締役会資料の事前配布に努めることにより、各取締役が審議事項について事前に思考する時間を確保しております。また、取締役会当日においても討論、審議の時間を十分確保し、活発な討論を実現しております。

⑥ 関連当事者取引

当社と役員、または当社と役員が実質的に支配する法人との取引が、例外的に発生するような場合には、事前に取締役会にその内容を上程し、十分な審議のうえ、決議しております。

⑦ 役員に対するトレーニング方針

社内の役員に対しては、担当業務に関して自己研鑽に努められるように、様々な研修会に参加する機会を提供しております。また、取締役会の場においても、社外役員から専門分野に関する情報提供を受け、各業界の最新動向を学ぶ機会を提供しております。

(3) 役員選解任の方針及び手続き

① 役員選任の方針及び手続き

当社は、取締役及び監査役それぞれ職責を果たすために必要な能力があると認められる者を、候補者として選定しております。取締役及び監査役の候補者は取締役会にて決定し、その後株主総会の選任決議にかけられます。また、監査役につきましては、財務・会計に知見を有している者が1名以上選任されるように配慮し、その候補者選定においては事前に監査役会の同意を得ております。

② 役員解任の方針及び手続き

当社では、取締役及び監査役の解任に関しましては、選任の方針に沿った責務や役割を果たすことが困難と認められる場合に、取締役会にて発議することとしております。

③ 役員兼任に対する考え方

当社では、他の上場会社の役員を兼任する取締役および監査役の業務に支障がでないように、その兼任する社数が 合理的な範囲内であることをチェックしております。

(4) 役員の報酬

役員の報酬額は、固定給(月額報酬)と譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定給の額及び譲渡制限付株式の数は、ともに役員報酬枠の範囲内で役員規程の定めに従い決定しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止 と業務改善に努める。
 - ロ. 管理本部長を委員長とし、弁護士など外部専門家を委員に加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。
 - ハ. コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内 規程に基づいて処理を行う。
 - ロ. 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存については、文書管 理規程に定める文書保存基準にて情報の保存、管理を行う体制としている。
 - ハ. 各規程類は管理担当部門(総務部)が審査、保管する体制とし、必要に応じて改廃を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 損失の危険に関してはグループ各社で規程を定め適正な運用をする体制とする。特に業務、与信、資金の管理は 以下のとおり行う体制とする。
 - (ア) 業務管理
 - ・監査部は業務執行部門とは独立した部門として、各社の業務遂行状況を定期的に監査し、結果を社長に報告する とともに改善を促進する体制を図る。
 - (イ) 与信管理
 - ・得意先の与信枠、取引条件はグループ各社でリスク度をチェックし、最終的には稟議書にて決定する。
 - ・売上債権管理は、社外情報も勘案し、グループ各社の社内ルールに基づいて日々の総債権の管理を行い、グループ各社で一元管理体制を図る。
 - (ウ) 資金管理
 - ・売掛金、買掛金管理はグループ各社で集中管理し、経理データと得意先、仕入先データの突合等を通じて正確な 処理を行う。

- ・一定額以上の経費、投資が発生する案件は額に応じて役付取締役の決裁を受けることとする。
- ・グループ各社にて会計的、税務的なチェックを行い、必要に応じて監査法人や税理士のチェックを受ける体制と する。
- ロ. また、グループ各社において、日々の業務の中で新たに発見された重要なリスクについては、当社へ報告を行う 体制とする。また、当社グループ全体のリスク管理も統括するコンプライアンス委員会が対応、協議し、その内容 を必要に応じて取締役会に報告することで、グループ全社での対応策を共有する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 常務取締役以上で構成される経営会議において、取締役会に上程する案件を審議する。
- 口. 取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行う機関とする。更に取締役会の決定に基づき、グループ各社の営業責任者と管理責任者で構成される執行役員会議を月1回開催し、進捗状況を確認する。
- ハ. 具体的な業務執行の報告及び方針の伝達徹底手段として、グループ各社の部支店長以上で構成される営業会議を 月1回開催する。

⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ.グループ各社の代表者は、毎月開催される当社の取締役会において業務推進状況を確認するとともに重要事項に 関して協議を行い情報の共有化及び職務執行の効率化を図る。
- 口. また、当社取締役会において、グループ各社の業務実績の報告及び計画の承認を行う。
- ハ. 当社の監査部は、定期的にグループ各社の監査を行う。
- 二. 当社の総務部は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ各社の業務の円滑化及び管理の適正化を図り 企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導・育成する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査規程において監査業務の分担を定めることができ、また取締役に対して職務を補助すべき使用人を置くことを求められる体制とする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の指示の実効性を確保すべく、取締役からの指揮命令を受けない。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は監査役会規程に基づき、会計監査人、取締役又はその他の者から報告を受けることができる体制とする。
- □. 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べることができる体制とする。
- ハ、監査役に上記の報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- 二、管理本部長と財務部長は監査役に対し、取締役会議事内容を説明の上、取締役会での討議を行う体制とする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用 または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役全員は取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監査を行い、主要な稟議 書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとする。
- ロ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対して、一切の関わりをもたず毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には屈することなく応じないことを基本方針とする。

当社の総務部を反社会的勢力の対応部署とし、社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会(特防連)へ加入し、講習会をはじめ情報交換会等で情報を収集し、平素から所轄の警察署、暴力追放運動推進センター及び弁護士等と連携を密にして迅速かつ的確な行動がとれる体制とする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに抵触する事態の報告と対策にて内部統制活動の強化に努めており、不祥事等の発生防止の観点から内部通報制度を設け、全役職員に周知させ、早期の問題解決を図っております。
- ② 当社は、取締役会規則に基づき、原則として月1回の定時取締役会を開催しており、当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催しました。定時取締役会では、月次決算報告及び決議の執行に関する事項や業務執行の状況報告がなされ、互いに職務の執行を監督し合いつつ意見助言を交えて、事業活動の活性化を図っております。
- ③ 当社は、監査役会規則に基づき、原則として月1回の監査役会を開催しており、当事業年度においては、監査役会を12回開催しました。監査役会は、監査計画に則り進捗状況を共有し、重要事項の報告については、協議又は決議を行い相互の情報交換に努めております。また、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査部門及び外部監査人と協議又は情報交換を行うほか、取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告を受けております。
- ④ 当社独立役員より、会社の慣習や暗黙の了解にとらわれない観点で、経営計画の合理性やリスク管理体制(与信、システム、コンプライアンス等)の在り方について報告を受け事業活動の活性化を図っております。
- ⑤ 代表取締役より指名を受けた内部監査担当者は、定期的な内部監査を実施し、監査結果を速やかに代表取締役に報告するとともに、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は監査役や外部監査人と定期的に協議又は情報交換を行い、社内各部門の業務遂行状況に関する不備や課題及びその改善状況に関して情報の共有化を図っております。
- ⑥ グループ各社において、1事業所あたり50名以上の従業員がいる事業所を中心に、原則として月1回の安全衛生委員会を開催しており、従業員の労働災害の防止と健康管理の増進、職場環境改善などを協議し、従業員の安全と衛生の向上に努めております。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり20円とさせていただきました。すでに2022年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。

(注) 当社は、2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の中間配当金及び期末配当金は分割後の金額を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第86期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	44,830
現金及び預金	3,396
受取手形及び売掛金	25,006
電子記録債権	4,638
商品	9,128
未成工事支出金	310
未収還付法人税等	226
その他	2,144
貸倒引当金	△21
固定資産	27,184
有形固定資産	12,315
建物及び構築物	2,859
機械装置及び運搬具	55
土地	8,967
建設仮勘定	202
その他	230
無形固定資産	701
その他	701
投資その他の資産	14,168
投資有価証券	7,475
長期貸付金	309
保険積立金	4,762
敷金及び保証金	458
退職給付に係る資産	509
繰延税金資産	154
その他	544
貸倒引当金	△45
資産合計	72,014

科目	第86期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	38,452
支払手形及び買掛金	16,672
電子記録債務	12,007
短期借入金	6,199
一年内返済予定の長期借入金	1,161
未払法人税等	794
未成工事受入金	189
預り金	92
賞与引当金	527
その他	809
固定負債	5,377
長期借入金	2,175
繰延税金負債	1,730
再評価に係る繰延税金負債	316
役員退職慰労引当金	55
退職給付に係る負債	136
預り保証金	740
その他	222
負債合計	43,830
純資産の部	
株主資本	26,096
資本金	542
資本剰余金	475
利益剰余金	25,582
自己株式	△503
その他の包括利益累計額	2,016
その他有価証券評価差額金	1,596
土地再評価差額金	314
退職給付に係る調整累計額	104
新株予約権	49
非支配株主持分	22
純資産合計	28,184
負債純資産合計	72,014

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	第86期 2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで
売上高	148,189
売上原価	132,419
売上総利益	15,770
販売費及び一般管理費	12,963
営業利益	2,807
営業外収益	1,143
受取利息	17
受取配当金	182
仕入割引	793
その他	149
営業外費用	152
支払利息	43
手形売却損	18
賃貸費用	19
営業外手数料	41
その他	29
経常利益	3,798
特別利益	125
投資有価証券売却益	125
特別損失	54
固定資産除却損	1
投資有価証券売却損	51
ゴルフ会員権売却損	0
ゴルフ会員権評価損	0
税金等調整前当期純利益	3,869
法人税、住民税及び事業税	1,297
法人税等調整額	△1
当期純利益	2,572
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	2,569

計算書類

貸借対照表

科目	第86期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	1,222
現金及び預金	43
前払費用	50
短期貸付金	880
未収還付法人税等	226
その他	21
固定資産	21,809
有形固定資産	11,450
建物	2,470
構築物	42
車両運搬具	7
機械装置	43
器具備品	208
土地	8,476
建設仮勘定	202
無形固定資産	25
借地権	0
ソフトウェア	8
電話加入権	16
投資その他の資産	10,334
投資有価証券	5,356
関係会社株式	1,803
出資金	427
長期前払費用	0
保険積立金	2,630
敷金及び保証金	113
その他	2
貸倒引当金	△1
資産合計	23,031

科目	第86期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,895
短期借入金	1,830
1年内返済予定の長期借入金	999
未払金	57
未払費用	4
未払法人税等	0
前受収益	3
その他	1
固定負債	3,831
長期借入金	2,108
繰延税金負債	1,104
再評価に係る繰延税金負債	316
預り保証金	85
その他	217
負債合計	6,726
純資産の部	4 4 00=
株主資本	14,825
資本金	542
資本剰余金	475
資本準備金	434 41
その他資本剰余金 利益剰余金	
利益判示並 利益準備金	14,311 75
利益等调立 その他利益剰余金	75 14,235
固定資産圧縮積立金	1.914
回处具度圧相模立並 別途積立金	4.420
加 繰越利益剰余金	7.901
自己株式	△ 503
評価・換算差額等	∆303 1,429
その他有価証券評価差額金	1,114
土地再評価差額金	314
新株予約権	49
純資産合計	16,304
自債純資産合計	23.031
ススペロス/エロロ	23,031

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第86期 2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで
売上高	1,444
売上原価	376
売上総利益	1,068
販売費及び一般管理費	706
営業利益	362
営業外収益	171
受取利息	8
受取配当金	122
その他	40
営業外費用	72
支払利息	15
営業外手数料	39
その他	17
経常利益	461
特別利益	40
投資有価証券売却益	40
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	502
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	13
当期純利益	484

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

橋本総業ホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

中井

修

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

細矢

聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、橋本総業ホールディングス株式会社の2022年4月1日から 2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等 変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、橋本総業ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

橋本総業ホールディングス株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

中井

修

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

細 矢

聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、橋本総業ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査トの重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

橋本総業ホールディングス株式会社 監査役会

 常勤監査役
 橋
 本
 和
 夫

 監
 査
 役
 森
 口
 円
 治
 中

 監
 査
 役
 吾
 妻
 裕

(注) 監査役森口昭治、中村 中及び吾妻 裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株式の状況(2023年3月31日現在)





株主メモ

【株式に関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話: (通話料無料) 0120-782-031

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、

お取引の証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

株主総会に関するお問い合わせ先

橋本総業ホールディングス株式会社

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

電話:03-3665-9000 (代表)

●オフィシャルURL

https://www.hat-hd.co.jp

■橋本総業ホールディングス㈱グループ





2023年4月 神戸営業所 開設 (兵庫県神戸市垂水区)



海外(タイ) HASHIMOTOSOGYO (THAILAND) CO.,LTD. Bangkok, Thailand



橋本総業ファシリティーズ株式会社

所在地

東京都中央区

事業内容

設備工事業者、住宅メーカーへの販売



大明工機株式会社

所在地

埼玉県川□市

事業内容

各種プラント機器・装置の販売



若松物産株式会社

所在地

愛知県名古屋市

事業内容

名古屋地区の空調機、ボイラー等の販売



株式会社大和

所在地

大阪府大阪市

事業内容

関西地区の配管資材住設総合商社



株式会社永昌洋行

所在地

福岡県福岡市

事業内容

福岡地区の住宅設備機器の販売、施工



株式会社ムラバヤシ

所在地

青森県青森市

事業内容

青森地区の管工機材、空調機器、販売、施工



みらいエンジニアリング株式会社

所在地

東京都千代田区

事業内容

リフォーム・リニューアル工事の設計、施工



みらい物流株式会社

所在地

東京都江東区

事業内容

商品の管理、配送請負



株式会社みらい旅行社

所在地

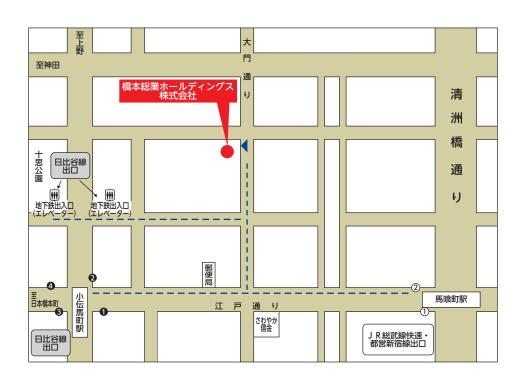
東京都中央区

事業内容

旅行業、物販、保険業

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号 会 場 橋本総業ホールディングス株式会社 本社 7 階会議室



交 通

東京メトロ日比谷線

小伝馬町駅 下車徒歩3分(**①**·**②**番出口)

※②は工事のため閉鎖中

JR総武線快速 都営地下鉄新宿線

馬喰町駅 下車徒歩5分(①・②番出口)

馬喰横山駅 下車徒歩5分(①・②番出口)